明治の離婚判決を読む

北京の天安門広場で民主化を要求するデモが広がった頃、愛媛大学の大学院に中国から鄒栄久（すうえいきゅう）さんが入学した。日本法史学を勉強したいと希望し、私の指導を受けることになった。鄒さんは四川省の西南農業大学で日本語の教師をしていたくらいだから、会話には全く不自由しなかった。研究のテーマについて相談されたので、裁判離婚の研究はどうだろうとアドバイスした。私はちょうどその当時松山地裁所蔵の判決原本を調べる作業を続けていたが、その中の離婚関係訴訟の検討を鄒さんにやってもらいたいと思ったのである。

明治期の女性の地位は今日とは比べものにならないくらい低く、たとえば夫が妾を同居させても強く反対することもできず、逆に夫の側は気に入らなくなれば「家風に適せず」とか勝手な理屈をつけて妻を追い出すことができたというのが、一般的な見方であろう。これを「夫専権離婚説」といい、法学の世界でも通説となっていた。

ところが、鄒さんと一緒に実際の裁判記録を読んでみると、様相は全くちがっていた。妻側からの離婚請求はほとんどが勝訴していた。妻を殴打し重禁固六ケ月に処せられた夫に対して、「カカル暴虐ハ……到底夫婦ノ愛情ニ基ク婚姻ハ其目的ヲ達スル能（あた）ハズ」と、妻の離婚請求を認めた。飲酒にふけって財産を蕩尽（とうじん）し、妻子に粟（あわ）一粒も与えない夫に対する離婚請求も、認められた。

逆に、十四年間に十二人の男女を生みすっかり身体衰弱した妻を、「家風ニ協（そ）ハサル」との理由で追い出そうとした夫側からの請求は退けられた。女性を自宅に引き入れ、妻を追い出した夫には、妻との同居を命じた。総じて、明治三十一年民法ができる以前は、妻の意思はかなり保護されていたといえよう。

他の研究者による別の裁判所での調査でも同じような結果が出ており、かくて「夫専権離婚説」の見直しは避けられないことになった。